

第22期定時株主総会資料

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

■事業報告

会社役員の状況/責任限定契約の内容の概要

会社役員の状況/役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

会社役員の状況/社外役員に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

株式会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

連結注記表

■個別計算書類

個別注記表

株式会社パイロットコーポレーション

(証券コード 7846)

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 会社役員の状況

(1) 責任限定契約の内容の概要

取締役升田晋造氏及び取締役柴田美鈴氏、監査等委員である取締役村松昌信氏、監査等委員である取締役神山敏蔵氏及び監査等委員である取締役藤田嗣潔氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び日本国内の子会社等計5社の会社法上の取締役、監査役及びこれらの会社が採用する執行役員制度上の執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けたことによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年ごとに契約を更新しております。なお、当該保険契約では被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや、法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含む）行った行為に起因して生じた損害については填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	升田 晋 造	該当事項はありません。	
	柴田 美 鈴	NS 総合法律事務所 パートナー	特別の関係はありません。
		デリカフーズホールディングス株式会社 社外取締役	
	SOMP Oホールディングス株式会社 社外取締役		
取締役 (監査等委員)	村松 昌 信	税理士法人麻布パートナーズ常勤顧問	特別の関係はありません。
	神山 敏 蔵	税理士法人神山会計代表社員	特別の関係はありません。
		株式会社エーティーエルシステムズ 監査役	
		あると築地有限責任監査法人代表社員	
	株式会社平凡社監査役		
	藤田 嗣 潔	永田町法律事務所 パートナー	特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

	氏 名	出 席 状 況	発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	升田 晋造	取締役会 17/17回	民間企業における豊富な経験と幅広い見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関して意見を取締役会に報告しております。
	柴田 美鈴	取締役会 12/13回	2023年3月30日就任以降、弁護士及び事業法人の社外取締役としての豊富な知識及び経験並びに幅広い見識に基づき、取締役会において議案審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関して意見を取締役会に報告しております。
取締役 (監査等委員)	村松 昌信	取締役会 17/17回 監査等委員会17/17回	公認会計士及び税理士並びに事業会社の監査役等としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識に基づき、取締役会において議案審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

	氏 名	出 席 状 況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	神山 敏蔵	取締役会 17/17回 監査等委員会17/17回	公認会計士及び税理士並びに事業会社の監査役等としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識に基づき、取締役会において、2020年3月27日の監査役就任以降、取締役の業務執行の適法性を監査するとともに、主に会計システムの整備や内部統制体制の構築について、必要な発言を適宜行っております。また、社外取締役として議案審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
	藤田 嗣潔	取締役会 17/17回 監査等委員会17/17回	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 柴田美鈴氏は、2023年3月30日開催の定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の出席状況が他の取締役と異なっております。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した基本方針は、当社ホームページ (<https://www.pilot.co.jp/company/env/>) に掲載のとおりですが、その概要は次のとおりです。

- (1) 取締役、執行役員及びその他の使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、当社の定める「コンプライアンス基本規程」及び「パイロットグループ行動規範」に従い、高い倫理観をもってコンプライアンス推進への取組みを行い、内部監査部門はコンプライアンスに関する状況を監査します。
また、コンプライアンス上の問題を早期に発見するため、当社の定める「社内通報制度」を適切に運用します。
- (2) 取締役、執行役員及びその他の使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、適用法令及び社内規程に従って適正に行います。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、社内規程並びに付帯する規程等に従い、経営上の重要事項に係るリスクに対応します。
また、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応は、総務部担当執行役員の指示に従い、総務部が行います。
- (4) 取締役、執行役員及びその他の使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、経営の監督と執行を分離するために執行役員制度を採用し、迅速な業務執行を図ります。
また、執行役員は、取締役会及び代表取締役社長から業務執行の統括権限を委任された社長執行役員の指示・命令のもと、誠実・忠実かつ効率的な業務執行を行います。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の事業に関して責任を負う当社の取締役又は執行役員に、当社が定める「コンプライアンス基本規程」、「パイロットグループ行動規範」及び「経営リスク管理規程」に基づきコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えます。
- ② 子会社の取締役等の職務の執行に係わる事項の当社への報告体制は、当社の「パイロットグループ会社管理規程」に従い、子会社の業務執行に係る事項の当社への報告を義務付けます。
- ③ 子会社は、当社が定める「経営リスク管理規程」を参考に損失の危険の管理に関する規程その他の体制を構築し、法令及び各社を取り巻く環境に配慮して経営リスクに対処します。
また、子会社に損失の危険が生じた際は、「パイロットグループ会社管理規程」に従い、当社への報告を義務付けます。
- ④ 当社は、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するために、当社の経営理念、「経営の基本方針」及び経営計画等をグループで共有し、各子会社はそれぞれの目標を定めます。当社の取締役会及び経営執行会議は、これらの進捗状況を定期的に評価し、改善の促進を内容とした、全社的な効率化が実現できるシステムを構築します。
- ⑤ 当社は、子会社の取締役等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、「パイロットグループ会社管理規程」、「コンプライアンス基本規程」及び「パイロットグループ行動規範」において、コンプライアンスに基づく経営を遂行することを定め、各子会社の管理を行います。
- ⑥ 内部監査部門は、本方針に従い、関係部門と連携して、子会社の内部統制の実効性を高めるために必要な指導・支援を行います。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務は、監査等委員会事務局においてこれを補助します。

また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動などの人事事項については、監査等委員会の同意を必要とします。職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けません。

- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及びその他使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況等の内容を、速やかに報告します。

また、子会社の取締役、監査役、執行役員及びその他の使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対して、子会社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況等の内容を報告します。

また、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利益が生じないよう社内規程等に定めています。

- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に関連して発生する費用につき、前払や支出済金額の支払い、あるいは債務の処理を依頼した場合、当該職務の執行に必要ではないと証明されたときを除き、速やかに当該費用の支払い又は債務の処理を行います。

- (9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会と代表取締役をはじめとする取締役（監査等委員である取締役を除く。）との間で、定期的に意見交換会を設定します。

また、監査等委員会と内部監査部門及び会計監査人は連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率及び実効性が確保できる体制を整備します。

- (10) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、当社の定める「パイロットグループ会社経理規程」に従い、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備します。

- (11) 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

当社は、「パイロットグループ行動規範」に従い、反社会的勢力と関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムの整備・運用をしております。第22期における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) コンプライアンス

当社は、従前より、当社及び子会社の行動規範として、「コンプライアンス基本規程」及び「パイロットグループ行動規範」を制定し、役員及び社員が社会倫理や行動規範を尊重し良識ある企業行動により、社会的責任や企業使命を果たすことを広く浸透させております。

また、本年、内部監査部門は独立した立場から、本内部統制基本方針に従って、全社横断的にコンプライアンス状況の確認を行いました。

さらに、法令違反や不正行為等の早期発見と未然防止を図るため、内部通報窓口を社内外に設置し、運用しています。

(2) 損失の危険の管理

当社及び子会社の損失の危険の管理にあたっては、「経営リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき、所定の各部署において、当社及び子会社に関わるリスクの識別、分析を行ったうえで適切な対応を行いました。

また、本年、内部監査部門は独立した立場から、部署が行ったリスクの識別及び分析について、内部監査を通じて全社横断的なリスクの状況把握及び監視を行いました。

(3) 取締役会による監督等

本年、当社の取締役会は、社外取締役5名を含む取締役14名（監査等委員である取締役5名を含む。）の体制にて、定例取締役会及び臨時取締役会を開催し、法令又は定款その他社内規程に定められた事項を決議するとともに、取締役の職務執行等に関する法令及び定款等への適合性、並びに合理的な経営判断に基づく業務執行の妥当性等について監督を行いました。（当社取締役における子会社の重要事項承認及び当社取締役会への適時の報告を含む。）

(4) 監査等委員による監査等

監査等委員会は、監査等委員会規則及び関連する社内規程等に基づき、独立性と実効性を確保しております。

本年、会計監査人からの監査報告、内部統制部門との連携による組織的監査、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、業務や財産の状況の調査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を通じて、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監査・監督を行いました。

以上の施策により、当社は、当期において内部統制の目的である「業務の有効性・効率性」、「資産の保全」及び「法令遵守」を確保しております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2023年2月24日開催の当社取締役会において、下記(1)の基本方針を決定しております。当社は、かかる基本方針を踏まえ、下記(2)記載の各取り組みを実施しております。

(1) 基本方針

当社は、当社の企業価値の源泉が、当社グループが長年にわたって培ってきた経営資源に存することに鑑み、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値や株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることができる者であるべきと考えております。

当社は、支配権の異動を目的として株式の大規模買付行為が行われる場合において、当社の企業価値を向上し、且つ株主共同の利益に適うのであれば、当社はこれを一概に否定するものではなく、買付に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為を行う者の中には、買付の目的が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるものや、株主の皆様が適切に判断するために必要となる情報の提供や考慮期間が確保されていないもの、あるいは当社取締役会に対し、事業計画等の提示や考慮期間、交渉機会を用意していないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも想定されます。

従って、特定の者又はグループが当社の株式を大規模買付することにより、当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、1918年の創立以来、100年以上に亘り「書く」という文化の一端を担い続けてまいりました。また、早くから海外に進出し、今では190以上の国と地域で販売を行い、世界トップクラスのシェアを誇っております。

当社グループは、国際的な競争力を持ち、持続的な成長を可能とすることにより企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題と捉えております。当社を取り巻く事業環境の激しい変化への対応や社会的課題の解決をも図るため、その存在意義を改めて定義し、揺るがない経営の志とするため新たにパイロットグループ パーパス「人と創造力をつ

なぐ。」を制定し、「世の中の書く、を支えながら、書く、以外の領域でも人と社会・文化の支えとなる」を到達指標である「2030年ビジョン」に設定すると共に、これを実現するための具体的な実行計画である「2022-2024中期経営計画」を策定しました。

2022-2024は「変革と挑戦」の3年間と位置づけ、5つの基本戦略を迅速に実行し、各基本戦略の目標と経営指標及び財務指針の取り組みを進め、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。

詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「中期経営計画」をご覧ください。

(参考URL <https://www.pilot.co.jp/company/ir/management/plan.html>)

(3) 具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記(2)記載の基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

当社は、パーパス経営の実践や中期経営計画の着実な実行により持続的な成長と企業価値の向上を果たすとともに、グループマネジメント方針の策定やあるべき姿を実現するための体制の構築、情報開示の充実などによりコーポレートガバナンスの強化を図り、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同利益の確保又は向上により一層取り組んでまいります。

また、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に基づき、株主の皆様が当社株式の大規模買付行為の是非について適切にご判断を行うために必要且つ十分な情報の提供を求め、あわせて独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、その時点において採用可能かつ適切と考えられるあらゆる施策を、会社法、金融商品取引法その他関連法令に基づき適切に講じてまいります。

以上のとおりですので、当社取締役会は、基本方針の実現に資する特別な取り組みは当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を損ない、又は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 連結子会社 | 20社 |
| 主要な連結子会社の名称 | パイロットインキ(株)、Pilot Corporation of America、
Pilot Corporation of Europe S.A.、Pilot Pen(Shenzhen)Co., Ltd. |

連結の範囲の変更	当連結会計年度において、当社が株式会社マークスグループ・ホールディングスの株式を取得したため、同社及びその子会社の株式会社マークスを新たに連結の範囲に含めております。
----------	---

- | | |
|--------------|--|
| (2) 非連結子会社 | 6社 |
| 主要な非連結子会社の名称 | パイロットプリンテックス(株)
(株)パイロット日の丸合成
PPIN PRIVATE LIMITED |

連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。
--------------	--

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-----------------------------|--|
| 持分法適用非連結子会社 | なし |
| 持分法適用関連会社 | なし |
| 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称 | パイロットプリンテックス(株)
(株)パイロット日の丸合成
PPIN PRIVATE LIMITED |

持分法を適用しない理由	非連結子会社6社及び関連会社3社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
-------------	--

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、株式会社マークスグループ・ホールディングス及び株式会社マークスの決算日は、6月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
- ・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

原則として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
また、在外連結子会社については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 15年～50年
機械装置及び運搬具 4年～12年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑥ 環境対策引当金

将来の環境対策に要する支出（土壌対策工事に係る費用等）に備えるため、将来の負担見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、国内外において主に筆記具を中心としたステイショナリー用品等の販売を行っております。このような販売については、商品及び製品の支配が顧客に移転した時、すなわち、商品及び製品を顧客の指定した場所で引き渡した時点で、顧客に商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、商品及び製品の国内販売において、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。当社グループの商品及び製品は、値引きやリベート等の条件を付して販売される場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価から値引きやリベート等の見積額を控除した金額で算定しております。また、当社グループの商品及び製品の販売にあたっては、顧客から一定の返品が発生することが想定されます。顧客が商品及び製品を返品した場合、当社グループは当該商品及び製品の対価を返金する義務があるため、顧客に対する予想返金額について、収益の控除として返品に係る負債を認識しております。これらの値引き、リベート及び返品等の見積りは、顧客との契約に基づき算定され、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内でのみ認識しております。当社グループは、収益を認識した時点で顧客に対する債権（受取手形及び売掛金）を認識しており、当該債権は顧客との契約に基づき1年以内に回収しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引）

ヘッジ対象

主として、外貨建債権に係る為替変動リスク及び資金の調達に係る金利変動リスク

③ ヘッジ方針

将来の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避し、コストを安定させることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、原則として有効性判定時点において、ヘッジ手段の時価の変動の累計とヘッジ対象の時価の変動の累計を比較することにより行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ 小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
商品及び製品	24,222
仕掛品	8,324
原材料及び貯蔵品	4,749

(注) 商品及び製品において、ステイショナリー用品事業の占める割合は97.4%であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産の評価方法として原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。ステイショナリー用品事業においては、国内・海外の市場環境の変化により商品及び製品の販売予測が大きく変動する可能性があり、一定の数量を超えて保有する商品及び製品の規則的な帳簿価額の切り下げ方法の決定に当たっては、経営者による重要な仮定や判断による見積りが含まれております。なお、棚卸資産の収益性の低下、滞留、陳腐化が生じた場合、将来において追加の評価損の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

6. 追加情報

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、2021年3月30日開催の第19期定時株主総会での決議により、取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象に、基本報酬と業績連動型の期末報酬に加え、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。また、2022年3月30日開催の第20期定時株主総会での決議により、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、移行前の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、本制度に基づく報酬枠を改めて設定することに加え、本制度を一部改訂の上、継続しております。

(1) 取引の概要

本制度は、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下、「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランです。本制度においては、B I P信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を、役位及び信託期間を通じた業績目標の達成度等に応じて、中期経営計画の対象となる事業年度（以下、「対象期間」という。）中に取締役として在任している者に交付及び給付（以下、「交付等」という。）します。対象取締役が当社株式等の交付等を受けるのは、対象期間終了後の一定の時期となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は90百万円、株式数は18,827株であります。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|----------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 66,991百万円 |
| 2. 非連結子会社及び関連会社に対するもの
投資有価証券（株式） | 3,745百万円 |
| 3. 担保に供している資産 | |
| 建物及び構築物 | 2,120百万円（ 1,964百万円 ） |
| 土地 | 610 （ 43 ） |
| 計 | 2,731 （ 2,007 ） |
- 上記のうち、（内書）は工場財団抵当を示しております。なお、上記に対応する債務はありません。
4. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、次のとおりであります。
- | | |
|--------|-----------|
| 受取手形 | 1,186百万円 |
| 電子記録債権 | 2,529百万円 |
| 売掛金 | 20,527百万円 |
5. 流動負債のその他のうち、契約負債の金額は、次のとおりであります。
- | | |
|------|--------|
| 契約負債 | 203百万円 |
|------|--------|
6. 連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。
- | | |
|-------------------|-------|
| マークスヨーロッパs.a.r.l. | 54百万円 |
|-------------------|-------|

連結損益計算書に関する注記

1. 期末棚卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法による戻入額相殺後）であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。
- | | |
|------|--------|
| 売上原価 | 179百万円 |
|------|--------|
2. 投資有価証券売却益に含まれる関係会社株式売却益は、次のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 関係会社株式売却益 | 273百万円 |
|-----------|--------|
3. 顧客との契約から生じる収益
売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、後述の「収益認識に関する注記」に記載されている「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」をご参照ください。
4. インドネシアにおける合併契約解消に伴う費用を「合併契約解消に伴う損失」として特別損失に計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	41,814,400		—		—	41,814,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,364,966		—		—	2,364,966

(注) 当連結会計年度期首の自己株式数には役員報酬B I P信託が保有する当社株式18,827株、当連結会計年度末の自己株式数には役員報酬B I P信託が保有する当社株式18,827株が含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月13日 取締役会	普通株式	1,973	50.00	2022年12月31日	2023年3月31日
2023年8月7日 取締役会	普通株式	1,973	50.00	2023年6月30日	2023年9月1日

(注) 1. 2023年2月13日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 2023年8月7日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,973	50.00	2023年12月31日	2024年3月29日

(注) 2024年2月13日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にステイショナリー用品の製造販売事業を行うために、必要な資金を自己資金及び銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製商品輸出等による外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。各在外連結子会社の営業債務の一部には、製商品輸入等に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項」に記載されている「(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、各事業部門において営業担当者が経理部門の担当者と協力して、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用する場合があります。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しつつ、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取引権限や限度額等を定めた社内規程に則って執行されており、取引の執行と管理において相互牽制機能が働く組織と報告体制をとっております。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成・更新するとともに、常に経済環境をモニターし、状況に応じた適切な手許流動性を維持、確保することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	4,075	4,075	－
資産計	4,075	4,075	－
長期借入金	904	902	△1
負債計	904	902	△1
デリバティブ取引	17	17	－

- (※1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 市場価格のない株式等は、「資産 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区	分	連結貸借対照表計上額
非上場株式		3,784

- (※3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。
- (※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	4,075	－	－	4,075
デリバティブ取引				
通貨関連	－	17	－	17
資産計	4,075	17	－	4,092

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	902	－	902
負債計	－	902	－	902

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負 債

長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

これらはレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

これらの時価について、店頭取引であり公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関からの提示価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	合計
ステイショナリー製品	32,221	35,342	24,313	19,853	111,731
その他の製品	6,841	18	－	－	6,859
顧客との契約から生じる収益	39,062	35,360	24,313	19,853	118,590

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項」に記載されている「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	22,738
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	24,243
契約負債（期首残高）	208
契約負債（期末残高）	203

契約負債は、主に商品及び製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はありません。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,305円72銭
2. 1株当たり当期純利益	346円31銭

(注) 算定上の基礎

1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	39,449,434株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	39,449,434株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当連結会計年度において、潜在株式が存在しないため記載していません。

当社は、役員報酬B I P信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度18,827株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当連結会計年度18,827株であります。

企業結合に関する注記

取得による企業結合

当社は、2022年10月28日開催の取締役会において、株式会社マークスグループ・ホールディングスの株式の一部を取得し、グループ会社化（子会社化）することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しておりましたが、2023年1月6日付で同社株式69.7%を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社マークスグループ・ホールディングス

事業の内容 傘下グループ会社の経営管理、事業活動の管理、付帯する業務

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、その存在意義を改めて定義したパイロットグループパーパス「人と創造力をつなぐ。」のもと2030年ビジョンを掲げ、非筆記具事業を第2の柱として成長させることを戦略の一つとし、「書く」の隣接領域での事業拡大をはかり、更なる企業価値向上を目指しております。

マークスグループは、純粋持株管理親会社である株式会社マークスグループ・ホールディングスと、配下の株式会社マークス（以下、「マークス」という。）、フランスを拠点とするマークスヨーロッパ s.a.r.l.（以下、「マークスヨーロッパ」という。）の2社を含めた3社で構成されております。事業活動の中心であるマークスは1982年に創業し、「日本の“素敵”で世界に快適を」の理念のもと、手帳・ノート類をはじめとしたデザインステイショナリー、ライフスタイルプロダクトの企画、製造及び国内外での卸売販売事業、国内直営店での小売販売事業、EC小売事業を行っており、またマークスヨーロッパは、欧州市場における販売及びマーケティングを行っております。

このたびの株式取得により、当社グループは現状の筆記具を中心とした商品群にデザインや新規性に優れたマークスグループの商品を加えることで、お客様により多くの満足を得ていただけると考えております。また、マークスの文具事業における永年の知見やノウハウを生かした商品企画力、デザイン力が当社の商品開発の活性化にもつながる等大きなシナジーが期待でき、総じて当社グループが2030年ビジョンに掲げた非筆記具事業拡大への寄与、強固な経営基盤構築に貢献するものと考えております。

③ 企業結合日

2023年1月6日（株式取得日）

2023年3月31日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

- ⑤ 結合後企業の名称
変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
69.7%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。
- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業又は取得した事業の業績の期間
2023年4月1日から2023年12月31日まで
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|----|--------|
| 取得の対価 | 現金 | 933百万円 |
| 取得原価 | | 933 |
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリーに対する報酬・手数料等 108百万円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれん
137百万円
- ② 発生要因
今後の事業展開によって期待される超過収益力により発生したものであります。
- ③ 償却方法及び償却期間
重要性が乏しいため、発生時に一括償却しております。
- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | | |
|------|-------|-----|
| 流動資産 | 2,470 | 百万円 |
| 固定資産 | 168 | |
| 資産合計 | 2,639 | |
| 流動負債 | 958 | |
| 固定負債 | 537 | |
| 負債合計 | 1,496 | |
- (7) 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - ・市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法
- (3) 棚卸資産 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (4) デリバティブ 時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
（リース資産を除く）
- 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|---------|---------|
| 建物及び構築物 | 15年～50年 |
| 機械及び装置 | 7年～12年 |
- (2) 無形固定資産
（リース資産を除く）
- 定額法
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 役員株式給付引当金 株式交付規程に基づく取締役への当社株式給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (5) 退職給付引当金 従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (6) 環境対策引当金 将来の環境対策に要する支出（土壌対策工事に係る費用）に備えるため、将来の負担見込額を計上しております。

4. 重要な収益の計上基準

当社は、国内外において主に筆記具を中心としたステイショナリー用品等の販売を行っております。このような販売については、商品及び製品の支配が顧客に移転した時、すなわち、商品及び製品を顧客の指定した場所で引き渡した時点で、顧客に商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、商品及び製品の国内販売において、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当社の商品及び製品は、値引きやリベート等の条件を付して販売される場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価から値引きやリベート等の見積額を控除した金額で算定しております。また、当社の商品及び製品の販売にあたっては、顧客から一定の返品が発生することが想定されます。顧客が商品及び製品を返品した場合、当社は当該商品及び製品の対価を返金する義務があるため、顧客に対する予想返金額について、収益の控除として返品に係る負債を認識しております。

これらの値引き、リベート及び返品等の見積りは、顧客との契約に基づき算定され、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内でのみ認識しております。

当社は、収益を認識した時点で顧客に対する債権（受取手形及び売掛金）を認識しており、当該債権は顧客との契約に基づき1年以内に回収しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引及び金利スワップ取引）

ヘッジ対象

主として、外貨建債権に係る為替変動リスク及び資金の調達に係る金利変動リスク

(3) ヘッジ方針

将来の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避し、コストを安定させることを目的としてデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、原則として有効性判定時点において、ヘッジ手段の時価の変動の累計とヘッジ対象の時価の変動の累計を比較することにより行っております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

8. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当 事 業 年 度
商品及び製品	6,069
仕掛品	5,126
原材料及び貯蔵品	1,808

(注) 商品及び製品において、ステイショナリー用品事業の占める割合は87.4%であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「5. 会計上の見積りに関する注記(2)」に記載した内容と同一であります。

9. 追加情報

(業績連動型株式報酬制度)

連結注記表「6. 追加情報 (業績連動型株式報酬制度)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

- | | | |
|-------------------|--------|------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 30,751 | 百万円 |
| 2. 担保に供している資産 | | |
| 建物及び構築物 | 2,120 | 百万円 (1,964百万円) |
| 土地 | 610 | (43) |
| 計 | 2,731 | (2,007) |
- 上記のうち、(内書)は工場財団抵当を示しております。なお、上記に対応する債務はありません。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。
- | | | |
|------------|--------|-----|
| (1) 短期金銭債権 | 18,037 | 百万円 |
| (2) 短期金銭債務 | 6,829 | 百万円 |

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
- | | | |
|----------------|--------|-----|
| (1) 売上高 | 44,775 | 百万円 |
| (2) 仕入高 | 23,095 | 百万円 |
| (3) 販売費及び一般管理費 | 1,879 | 百万円 |
| (4) 営業取引以外の取引高 | 2,985 | 百万円 |
2. 期末棚卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額(洗替法による戻入額相殺後)であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。
- | | | |
|------|----|-----|
| 売上原価 | 66 | 百万円 |
|------|----|-----|
3. インドネシアにおける合併契約解消に伴う費用を「合併契約解消に伴う損失」として特別損失に計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	2,364,966		—		—	2,364,966

(注) 当事業年度期首の自己株式数には役員報酬B I P信託が保有する当社株式18,827株、当事業年度末の自己株式数には役員報酬B I P信託が保有する当社株式18,827株が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	155百万円
減損損失	89
減価償却超過額	43
賞与引当金	85
未払事業税	80
売上割戻未払分	41
関係会社株式	432
その他	163
繰延税金資産小計	1,092
評価性引当額	△432
繰延税金資産合計	659

繰延税金負債

前払年金費用	△303
その他有価証券評価差額金	△320
その他	△24
繰延税金負債合計	△647
繰延税金資産純額	11

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.0
法人税等の特別控除	△0.6
住民税均等割等	0.2
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.5

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	パイロット インキ(株)	220 百万円	筆記具等 の製造	直接 100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	製品の仕入 (注1) 受取配当金 (注3)	21,490 500	買掛金 -	6,340 -
子会社	Pilot Corporation of Europe S.A.	7,216 千ユーロ	筆記具等の 製造・販売	直接 100.0%	当社製品の製造・販売 役員の兼任	製品の販売 (注2) 受取配当金 (注3)	10,904 851	売掛金 -	3,328 -
子会社	Pilot Corporation of America	23,500 千米ドル	筆記具等の 製造・販売	直接 100.0%	当社製品の製造・販売 役員の兼任	製品の販売 (注2) 資金の貸付 (注4) 増資の引受 (注5)	15,672 - 2,085	売掛金 短期貸付金 -	5,672 2,127 -
子会社	Pilot Pen (Shenzhen) Co.,Ltd.	850 千米ドル	筆記具等 の販売	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注2)	9,994	売掛金	3,192

(注1) 原価、市場価格を基に契約単価を決定しております。

(注2) 市場価格を基に販売価格を決定しております。

(注3) 受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

(注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注5) 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,466円31銭
2. 1株当たり当期純利益	297円85銭

(注) 算定上の基礎

1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	39,449,434株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	39,449,434株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当事業年度において、潜在株式が存在しないため記載していません。

当社は、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度18,827株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当事業年度18,827株であります。

企業結合に関する注記

取得による企業結合

連結注記表「企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。